

より多くの人がある人なりのはたらき方で社会参加できるユニバーサルな地域社会づくりをめざす「ユニバーサル就労」の取り組み

☞ 取り組み内容のポイント ☞ 契約によってサービスを利用される方への支援だけでなく、地域ではたらきづらさを抱える方々を職場に迎え入れ、ともにはたらく仕組みを整備するとともに、誰にとってもはたらきやすく、はたらきがいのある職場環境をめざしていく取り組み。

千葉県

社会福祉法人

生活クラブ風の村

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-28-8ちばぎん臼井ビル4階

TEL: 043-309-5811 FAX: 043-460-8844

●法人創設年

平成10（1998）年

●法人実施事業

①経営施設数合計：27施設

②経営施設・事業

【種別毎の数】：

訪問介護…12、デイサービス…7、ショートステイ…3、小規模多機能型居宅介護…2、サービス付き高齢者向け住宅…2（登録予定含む）、有料老人ホーム…2（登録予定含む）、特別養護老人ホーム…1、ケアプランセンター…11、訪問看護…3、診療所…1、鍼灸マッサージ…1、地域包括支援センター…2、地域活動支援センター…1、柏市地域生活支援センター…1、学童保育…2、保育園…2、障害児通所支援…1、生活介護・就労継続支援B型…1

●法人の理念・経営方針

- 1 私たちは、一人ひとりの個性と尊厳を尊重し、基本を大切にしたい質の高い支援をめざします。
- 2 私たちは、地域のみなさんと共に、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができるようなコミュニティづくり

に貢献します。

- 3 私たちは、情報公開、説明責任を大切にするとともに、希望と働きがいがある職場を、自らが参加してつくります。

●取り組みの定款・事業計画上の位置づけ

- ①定款への記載：記載していない
- ②事業報告・計画への記載：記載している

●取り組みを実施している施設の概要

法人内全事業所

●活動内容

◇活動開始年：平成19（2007）年12月

◇活動の対象者：

障害者手帳の有無に関わらず、就労ブランクや生活困窮状態にあるなど、さまざまな理由ではたらくたいのにはたらきづらいすべての人（触法状態の人を除く）

◇活動の頻度・時間
常時

●活動実施の背景、実施にいたった理由

これまでの“障がい者のはたらく場”は、いわゆる福祉的就労と一般就労の2つに分けられる。障害者雇用促進法の制定により、一定程度の障がい者雇用（一般就労）は進んでいるが、多くの企業は即戦力になるとみなした障がい者を雇用し、即戦力とみなされない人ははじかれ、職を転々としたり、就職活動を続けながら福祉作業所や施設に通っている（福祉的就労）現状がある。

他にも、「障害者手帳」を取得していなくても何らかの知的・身体・精神等の障がいのある人や就労ブランクのある人、母子・父子家庭の人、家族を介護中の人、長時間はたらけない人、ホームレスの人など、さまざまな理由でこれまでの社会システムの中では就労に困難を抱えている人たちが大勢いる。

こういった方々を職場に迎え入れ、個性や事情を活かした一人ひとりにあわせたステップを重ねていくことで、地域社会の中でより多くの人がある人なりのはたらき方ができると考え、社会福祉法人、ひいては事業者・企業の社会的責任として実施している。

●実施内容

ユニバーサル就労を希望される方から問い合わせを受け、本部総務部・財務部・企画部との兼務で担当している「ユニバーサル就労支援室（内部就労支援部署）」のメンバーが、個別に本人の希望するはたらき方や抱えているはたらきづらさを知るためのアセスメントを行い、ステップに沿って就労開始までマッチングをすすめていく。就労開始後も、ユニバーサル就労支援室の中から原則1名が担当者となり、目標の設定や就労形態の変更等について、定期的な面談を行いながら、職場での定着を図っていく。

また、地域の障害者支援団体等とともに「マッチングワークショップ」を行い、ユニバーサル就労をすすめたい職場での実施の可能性について、意見交換を行いながらすすめている。

その他にも、県内を中心にユニバーサル就労の促進をめざす個人・団体とともに中間支援組織「ユニバーサル就労ネットワークちば」を立ち上げ、ひとつでも多くの企業・団体がユニバーサル就労に継続的に取り組みことができる支援の仕組みづくりを行っている。

◎活動効果（利用者や職員、地域などの反応、影響）

平成 24（2012）年 5 月現在で個別相談を行った方は計 47 名。「障害者手帳」を取得している方 32 名のほか、19 名は就労ブランクやひきこもり、発達障がいや知的障がいの可能性があるが手帳を取得されていない方、うつ病等の精神疾患の方、家庭の事情や雇用の不安定等により、はたらきたいのにはたけられない方々となっている。

ユニバーサル就労は「コンピューター」というシステムを設け、通常の最低賃金以上の給与条件では不採用となってしまう方も職場に迎え入れ、ユニバーサル就労支援室の担当者が伴走しながら、個別支援計画等を作成しながら最低賃金以上の就労を目指しているが、これまでコンピューターとしての就労を開始した方のほぼ 100%がステップアップを果たしている。

「マッチングワークショップ」はこれまで県内 3ヶ所で実施しており、それぞれで多くの就労を実現している。また「ユニバーサル就労ネットワークちば」には、平成 24（2012）年 7 月現在、49 の団体・個人が会員となり、活動を行っている。

◎今後の展開

自団体でのユニバーサル就労の取組みを継続して行なっていくとともに、多くの企業・団体が取り組んでいくことのできるような働きかけをしていきたい。

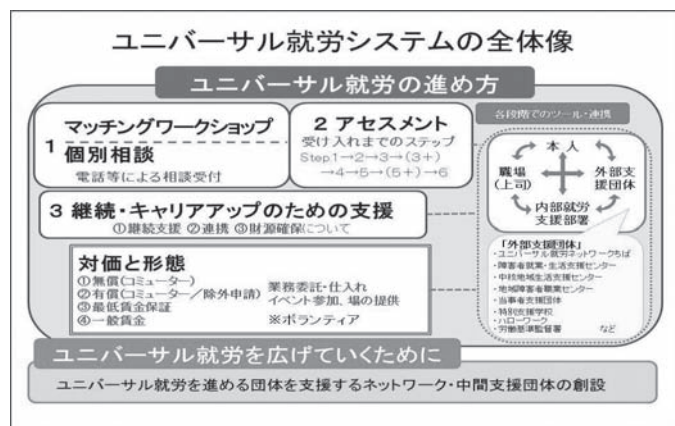
現在の制度では、最低賃金以下ではたらくことになるコンピューター制度は悪用の可能性等、さまざまな問題が生じてしまう。まずは、社会福祉法人や N P O 法人等の公益団体が取り組んでいくことを想定し、一定のガイドラインを明確にしていきたいと考えている。

また、ユニバーサル就労は、厚生労働省の生活困窮者対策のなかで提起されている「中間的な働き方」を含めた就労支援システムとも考えられる。企業でもユニバーサル就労に取り組むことができるような法制度づくり等、就労に困難を抱えた人たちがより多く社会（会社）で働くことができるよう、働きかけていきたい。

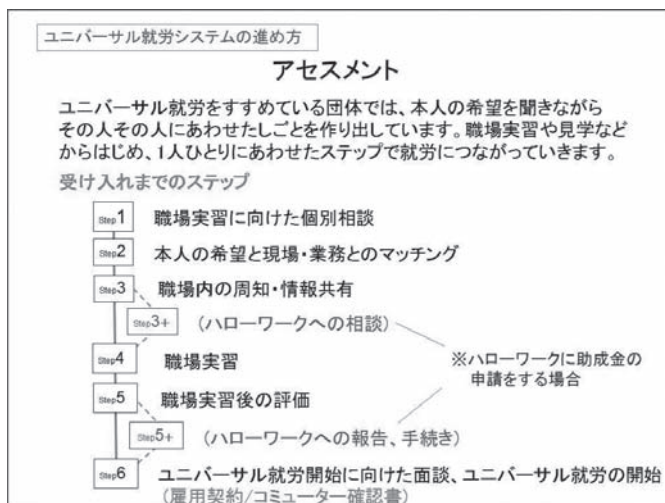
◎主な経費や財源及び人員等

		※年間あたり	
主な経費（支出）	経費概算額	主な財源（収入）	財源概算額
コンピューター 交通費・報酬	2,559,000 円	前年度経常収支差額 (地域福祉支援積立金) から	2,559,000 円
<合計>	2,559,000 円	<合計>	2,559,000 円

- ・取り組みに係わった職員数〔(ユニバーサル就労支援室) 9 (全職員) 約 1,200〕名
(職種等：事務職、各専門職、他)
- ・取り組みを実施している施設の事業規模（平成 23（2011）年度決算の事業活動収入）〔2,886,363〕千円
※法人全体の事業規模（同上）〔2,886,363〕千円



ユニバーサル就労システムの全体像



アセスメントのステップ票